

国民年金法施行令等の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和7年10月17日
厚生労働省年金局年金課

国民年金法施行令等の一部を改正する政令案について、令和7年8月22日（金）から同年9月20日（土）まで御意見を募集したところ、計4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方は以下のとおりです。なお、とりまとめの都合上、いただきました御意見のうち、意見募集の対象となる事項のみをお示ししています。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	地方税法、所得税法等の改正に伴う、関連事業の制度改正は、自治体システム標準化にかかる標準仕様書の発出と適合基準日の関係から考えると関連事業の一つである本政令改正はいささか遅いのではないかと懸念されています。	○ 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の成立により創設された特定親族特別控除に係る仕様書の改定にあたっては、国民年金制度等について税制改正に対応するための必要な検討を行い、政令案への御意見の募集を令和7年8月に行ったところです。 ○ 地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年12月24日閣議決定）において、「標準仕様書改定時期の改定が困難な場合であっても、標準準拠システムの改修について施行日までに余裕を持って対応できるようにするため、制度所管省庁は、検討会等にお

		<p>いて、速やかに標準仕様書の改定内容を検討し、地方公共団体や事業者の対応に支障が生じないように標準仕様書の改定案をできる限り早期に公開すること」と示されており、これを受け、例えば国民年金については、令和7年8月改定の標準仕様書1.4版を公表した際に「特定親族特別控除の創設に伴い標準仕様書の改定を令和8年1月末に実施する予定」とする旨を市町村に示したところです。改定内容については、令和7年10月に開催予定の自治体情報システム標準化研究会及び11月に実施予定の全市町村を対象とした意見照会において、前もって全体の改定案をお示しする等の予定であり、引き続き、本政令の円滑な施行に向けて取り組んでまいります。</p>
2	<p>今回の特定親族特別控除の創設を契機として、より実態に即した支援制度の構築を進めることを強く希望します。</p> <p>(支援の谷間の解消について)</p> <p>20歳前障害基礎年金や児童扶養手当といった福祉的観点から支給される年金や手当の所得制限について、各家庭の個別の状況をより柔軟に考慮した基準を設けるべきと考えます。現行の一律的な所得制限では、所得水準がわずかに基準を超えたために支援を受けられない「支援の谷間」が発生する可能性があります。</p>	<p>○ 20歳前障害基礎年金等の支給停止等を行う際には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得基準額については、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第5条の4等の規定により、扶養親族等の人数に応じた加算を行うこと、 ・ 所得の計算方法については、国民年金法施行令第6条の2等の規定により、例えば地方税法上のひとり親控除が行われるときは35万円の控除を行うこと <p>等とされており、個別の状況も踏まえて所得基準を満たすかどうか判断されます。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○ また、20歳前障害基礎年金等の支給停止を行う際の所得基準額については、2段階の所得基準額を設けることで、その受給権者の所得に応じて全額又は半額の支給停止となるよう一定の配慮がされております。 ○ 引き続きこうした仕組みのもと、個別の状況を踏まえつつ対応してまいりたいと考えています。
3	<p>政令案に関するパブリックコメントなのに、政令案の概要のみの提示では、意見が中途半端になる。</p> <p>新旧対照表を広く国民に提示すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新旧対照表以外の形式でパブリックコメントを行うことも許容されており、今回御提示した資料については、改正内容を具体的かつ明確に示したものとなっているものと考えています。
4	<p>本政令改正案に、賛成します。この改正は、税制において大学生年代の子を持つ世帯の負担軽減を目的として創設された「特定親族特別控除」を、社会保障制度における所得算定にも反映させるものです。これにより、国民年金保険料の免除や、20歳前障害基礎年金、児童扶養手当といった各種給付の所得要件が緩和されます。これは、経済的に負担の大きい子育て世帯のセーフティネットを強化し、国民の負担を直接的に軽減することにつながります。税制と社会保障制度の整合性を図る公平な見直しであり、対象となる方々の生活を支える上で極めて重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政令案に賛成のご意見として承りました。

※上記のほか、3件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。